

## 令和5年度第3回茅ヶ崎市文化財保護審議会 会議録

議題	議題1 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」に係る現状変更について（報告） 議題2 鶴嶺八幡宮横参道整備事業について（報告） 議題3 国登録有形文化財「藤間家主屋」及び市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の今後について（報告） その他
日時	令和6年3月26日(火) 9時30分から10時40分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	（出席委員） 近藤会長、緒方委員、田尾委員、宮瀧委員 （事務局） 【教育推進部】村上部長、【社会教育課】伊勢田社会教育課長、八幡課長補佐、大元主査、加藤副主査、三戸副主査、田中主任、金馬主事、齋藤主事、風間主事、【博物館】須藤博物館長、小松館長補佐
会議資料	議題1 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」に係る現状変更について（報告）【資料1】 議題2 鶴嶺八幡宮横参道整備事業について（報告）【資料2】 議題3 国登録有形文化財「藤間家主屋」及び市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の今後について（報告）【資料3】
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

### 会議録

- （伊勢田社会教育課長）
  - ・開会のあいさつ
  - ・教育推進部長のあいさつ
  - ・出欠委員の確認（過半数の成立）
  - ・傍聴者の確認（傍聴者なし）

- （事務局）
  - ・会議資料の確認

【議題1 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」に係る現状変更について（報告）】

○（事務局）

お手元の資料1をご覧ください。本件は1月27日に開催された審議会で御審議いただいた現状変更について、工事計画に変更があったため御報告します。

基礎情報として、文化財の名称は、史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」、工事地点は茅ヶ崎市の南西部にあたる下町屋3丁目672番4で、史跡の鶴嶺八幡宮参道に含まれています。

当初の現状変更に係る工事内容としては、史跡の中に所在する電柱と地支線一本を撤去し、遺跡包蔵地の外にあたる民地に移設するというものでした。

この撤去工事の際に事業者より提出された現状変更等許可申請については、前回1月の審議会にて内容を御検討いただきました。撤去工事に伴う掘削は電柱本体部分1ヶ所と、電柱を支える構造物である地支線の合計2ヶ所で掘削が計画されていました。

しかし、審議会の後、事業者より計画変更の連絡があり、地支線部分の掘削工事はなし、電柱部分のみ一ヶ所掘削工事を行うこととなった、ということでした。

その後の対応といたしましては資料1の裏面のとおりに、史跡への影響範囲というのは減少したため、前回の審議内容のとおりに、取り扱いについては工事に必ず職員が立ち会う、必要に応じて記録を作成するという事としてしています。

現状といたしましては、工事は来年度4月以降に予定されているということで、立会を行うために事業者と日程調整を重ねています。

私からの報告は以上です。

○（近藤会長）

ありがとうございます。撤去を予定している電柱に関する報告事項ということですが、何か質問はありますか。

○（宮瀧委員）

「取りやめ」というのはどういうことですか。

○（事務局）

打ち込みアンカーというものが地面の中に埋まっていますが、業者によるとこのアンカーを地中に残したまま再利用すると聞いています。今回移設する電柱本体に接続したまま、そのまま使い続けるとも聞いています

○（宮瀧委員）

「取りやめ」に、そういう内容を記録に残した方がいいと思います。「現状のまま」とか「取りやめ」だけでは、後からこの書類を見ても分からないと思いますので御検討ください。

○（近藤会長）

これは工事計画内容の補足という表現でいいですか。

○（宮瀧委員）

(2)イ「地支線：取りやめ」とありますよね。（現状のまま利用する）とか、あるいは、計画前と後でこう書いているから必要なのかもしれませんが、「取りやめ」は削除でもいいのかもしれませんが。その辺は事務局で考えてください。今のままではちょっとよく分かりません。

○（近藤会長）

それは議事録で「このようにした」と補足して表現すればよいと思います。そういうふうをお願いします。

○（宮瀧委員）

いや、削除でもいいかもしれません。

○（近藤会長）

「地支線」削除ですか。

○（宮瀧委員）

変更後電柱の撤去工事というと、電柱はもう立たないのですか。そうではないですよ。

○（緒方委員）

新しく奥の方に出すような説明がありましたよね。

○（事務局）

まずは撤去工事を行ってから、それとは別に、移設で植える工事を行う計画を立てています。

○（田尾委員）

地支線について、最初は電柱と地支線の撤去工事の予定だったが、地支線に関しては現状再利用することになったので撤去を取りやめた、ということではありませんか。

○（伊勢田社会教育課長）

資料1については、ホームページ公開の際に、今いただきました御意見のように修正し、記録として分かりやすいようにします。

○（宮瀧委員）

一任しますが、このままでは分かりにくいです。

○（緒方委員）

地支線の再利用ですが、前の説明は敷地の奥に電柱を移設する話でした。その奥に移動した電柱に地支線がどのように使われるかということは、この書類以外の話なのでしょうか。

私には、この写真からは、移設先の電柱にこの地支線を持っていっても、現在正面にある構造物にぶつかるような気がしてなりません。

○（事務局）

事業者から口頭でしか説明を受けていませんが、現状は電柱に地支線のワイヤーが直接つながっている状態ですが、移設した後は電柱本体から枝のようなものを伸ばして、その枝自体にワイヤーをくり付けて手前の構造物には接触しないように施工すると聞いています。

○（緒方委員）

事業者の工事説明図のようなものがあると分かりやすいです。見てみると、前の説明とズレがある感じがします。

○（宮瀧委員）

経過に「電柱撤去工事に係る現状変更について」とありますが、これだと撤去する話しか出てきていません。この資料から、後ろに建つという話がどこかで読み取れるのでしょうか。

○（緒方委員）

前回の説明に多分図示されていたような記憶がありますが違いますか。

○（宮瀧委員）

「撤去・移設工事に係る現状変更について」とかにした方がよいと思います。これだと完全に取っ払いちゃって、もう建たないような書類になっています。

○（事務局）

現状変更に係る掘削する箇所は電柱が建っている場所で図面上は史跡でも包蔵地でもないところに移設するという、今回現状変更が影響するのは撤去工事の際のみということで、このような書き方をしました。

○（宮瀧委員）

包蔵地から撤去することは分かりますが、撤去だけということではないですね。包蔵地外に移設することが分かるような記載をお願いします。

○（近藤会長）

案を作って委員にまわして確認しますか。

○（宮瀧委員）

事務局に一任します。

○（近藤会長）

事務局で検討してください。

○（田尾委員）

この表のページの図について、「案内図」と書いてありますがいかがでしょうか。

○（近藤会長）

キャプションのところですね。「案内図」という表現はやめた方がいいと思いますので事務局で

検討してください。

○（伊勢田社会教育課長）

分かりやすい資料に直して公表します。また、会議に提出する際にも、分かりやすい説明及び資料作りを行います。よろしくお願いします。

○（近藤会長）

工事行為自体は、すでに議論、確認されているので、あとは表現の仕方だと思います。公開を前提とした丁寧な説明をよろしくお願いします。

## 【議題2 鶴嶺八幡宮横参道整備事業について（報告）】

○（事務局）

資料2を御覧ください。「鶴嶺八幡宮横参道整備事業」、これまで議題に上げてこなかった案件、初めての議題です。

鶴嶺八幡宮の参道自体はこれまでの議論でも多々ありましたので御存じと思いますが、ここに横参道という形で認識をしているものがあります。

1 ページ目の下図に「鶴嶺八幡宮」と文字があるところが、八幡宮が所在している場所です。そのすぐ前面の東西方向、おおむね東西方向の道路部分が横参道と呼称している部分です。

2 ページ目を御覧ください。下図に1860年頃に描かれた絵図を入れています。真ん中より少し上の部分に建物が描かれており、横に八幡社と書かれていますが、これが鶴嶺八幡です。この図の下の方に斜めに赤い太い道、そこに鳥居が描かれています。そのすぐ下に斜めの道がありますが、こちらは東海道の部分が描かれているところです。建物と東海道までを結ぶ縦の赤いラインが、史跡指定及び天然記念物として指定されている鶴嶺八幡宮参道です。

そして、図の真ん中あたり、太鼓橋の上のところに池が描かれており、縦の参道に対して直角する横の参道、こちらを横参道と呼称しています。事業としては、こちらの道路整備を進めることを検討していくこととなりました。

2 ページの「2 内容」を御覧ください。この横参道について、平成20年位前から雨水の排水や汚水の状況などから道路整備を進めてほしいと地域の要望を受けていました。こちらを主として、道路整備を検討していくという段階になりましたので、審議会で御報告させていただくことになりました。

この横参道は1860年の古絵図に描かれており、地元では横参道で流鏝馬が行われていたと言われています。文献なども当たりましたが実際に流鏝馬が行われたというものは見つかっていませんが、地元の方々の間では、伝承として言い伝えられているものです。

平成31年、今から5年ほど前の段階で、水道管敷設に伴う確認調査を市教育委員会で実施しています。その資料については資料の3ページ以降に図面や写真を載せています。こちらが確認調査を実施している市の指定史跡及び天然記念物の鶴嶺八幡宮の縦の参道のところで、過去に確認調査をして見つかった古参道と同様の時期の近世、近世より前の中世段階の古参道の可能性もある硬化している面を確認しています。

このことから、この古参道について教育委員会社会教育課としては市重要文化財への指定を目指します。

また、道路整備に際しては、今後、道路の設計を検討していきますが、横参道の歴史的な価値を損なわず地域に周知できるように設計していくこと、また、参道以外の埋蔵文化財も残存していますので、その他の埋蔵文化財に影響を与える範囲については記録保存を目的とした発掘調査を実施するよう事業課及び土地所有者と調整していきたいと考えています。

令和6年度は、道路整備の設計を行うために、古参道及び埋蔵文化財の残存状況を把握するための確認調査を実施する予定です。

3 ページ目を見ていただきますと、下水道工事の時には、横参道の範囲の東側は確認できておらず、主に横参道の西側部分を確認している段階です。実際に、道路整備をどういう形で、どの面、面積の範囲をやるかというのも、事業課と具体的に調整を進め始めたところです。

今回は、事業の全体像が見えるような資料は配布できませんが、文化財の指定を目指していくこと、保護していくことについて、調整を始めたということを報告しました。

○（近藤会長）

横参道の指定史跡化を前提にした事業を来年度以降行うということですが、何か御質問等、ありますでしょうか。

○（宮瀧委員）

今日は欠席されていますが、この時代の御専門は五味委員ですから、色々アドバイスをいただきながら事業を進めていくとよいと思います。特に絵図の理解については今のものと違いますから、絵図なりの資料としての読み方が必要になります。この絵図を見ていただいて、そこから得られる知見を五味委員に伺った方がよいと思います。

今、担当課がみずから読み取っている情報以外のものを、五味委員が読み取られる可能性がありますから、確認しながら進めていただきたいと思います。

特に五味委員は鎌倉時代を中心として橋の研究等をなされています。あとで瑕疵がないようにお願いします。

○（田尾委員）

八幡宮の参道自体は市の指定史跡天然記念物、特に歴史的な言葉で言うと史跡だと思います。横参道は市の重要文化財の指定を目指すということですが、それでよろしいですか。私は重要文化財有形だと思いますが。

○（事務局）

指定史跡を目指していきたいと考えています。

○（田尾委員）

重要文化財というのは市の場合、史跡とかを包括した表現ですか。それなら構いません。

○（緒方委員）

私は会社を辞めてしばらくした時に、ここで流鏝馬があったという話を聞いて驚きました。こういう情報は市民に対して開かれている、提示されているのでしょうか。

話をしている時に「ここで流鏝馬がなされた」と言われると、資料はないと言いますが、信じてしまう訳ですよ。この形からしてやりそうだなと思うじゃないですか。そういう話が物語として市民に伝わるとよいという気持ちは強く持っています。

五味委員と以前、お書きになる本についてお話ししましたら、通史のこともおっしゃっていました。鎌倉、中世の専門家という話、通史を書くとき歴史家さんが関心ある話、横につながる話を、五味委員は語るができるのでしょうか。

宮瀧委員がおっしゃったように、「話があればいくらかでも協力しますよ」とお話をされていたので、是非その辺を、古地図の読み方等も含めて御協力をいただいたらよいと思います。

○（近藤会長）

市民理解で景観も含めた保全、保護ということについて、私からのお願いです。利用度の高い道路の場合、発掘調査、記録保存が前提になってしまいますが、そうではなく、市民の財産をどう活かしていくのが大事だと思います。

それと、今の生活とのマッチングを余程注意しないと苦勞することになります。縦参道でさんざん苦勞しているじゃないですか、皆さん。地域の限定された地域、この横参道周辺の人たちだけの文化財ではありません。市民理解を促進する後押し、応援団を作ることをしていただきたいと思います。

「この範囲で記録保存したら他の目的で使ってよい」ということではなく、「横参道一帯を保全することは市民、県民にとってどのような意味があるのか」ということを絶えず調査する側、情報を出す側がやっていかないと苦勞するだろうと思います。

そこを庁内でも議論して、これはどのような意味があるのか、その意味の読み取りは五味委員の助けをお借りする等して、進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

【議題3 国登録有形文化財「藤間家主屋」及び市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」の今後

について（報告）】

○（事務局）

民俗資料館旧藤間家住宅の概要ですが、市内の柳島にあります。建物だけではなく、敷地も広く近世の茅ヶ崎を語るうえで欠かせない文化財となっています。近くには令和7年7月に開館予定の道の駅もあります。敷地面積は3897.52平方メートル。敷地中央の赤い部分が国登録有形文化財です。その他は、洗濯室、資料室、図書室等があり、生前の所有者が私設の資料館のような使い方もされていました。また、市指定史跡として、点線の部分が指定されています。

国登録有形文化財旧藤間家主屋ですが、構造は木造平屋建て、鉄板葺です。建築面積が151平方メートル。建築年代は昭和7年で、国登録有形文化財登録年月日は平成27年3月26日です。

特徴として、建物が敷地の中央に位置して、3ページ以降に平面図がありますが、洋間付住宅ということで、大正期以降の都市、中流住宅によく見られる一室のみ洋室を乗せる作りとなっています。玄関ホールから中廊下を隔てて南側に洋間の応接と和室を、北側に茶の間、台所、浴室等を配置しており、これらは当時の生活、実態を反映するものと考えています。

続きまして立面図、断面図です。藤間家の特徴として、洋間部分を含む南側でイギリス式下見張りを採用していることが挙げられます。洋風意匠に統一されている部分と、和風意匠に統一されている部分が一体となっていることが評価されている点です。当時は、いまだ農村として暮らす色彩が強かった柳島においては、こういった近代住宅が建てられたということは、重要な点だと考えています。

続きまして当間家の外周ですが、これだけかなり広い敷地に大きな樹木もあり、登録有形の主屋だけでなく、この敷地自体も非常に心地よい空間となっています。市民の憩いの場としても活用されているような状況です。

続きまして、外観の写真です。イギリス式下見張りです。これが洋間の外側になりますが、洋間の部分はイギリス式、和室の部分が昔ながらの杢のあつらえになり、このようなものが一体的にあるというのが評価されている点です。

続きまして、主屋の内部の写真です。洋間の部分です。一部写真にもありますように、クラック、ひび割れであったり、建物が傾斜していると想定される建具の隙間等があったりします。

続きまして、縁側と和室です。現在縁側は藤間家の御紹介をする資料のミニ展示で活用しています。屋内に関しましては、耐震性が不明のため、中に入れた活用等はありません。また、こちらが主屋の奥側の縁側ですが同様に、所有者の浮世絵を展示するなどしています。

続きまして、主屋の主な不具合の写真です。先ほど和室で建具、クラックを説明しましたが、それ以外でも天井からの雨漏り、外壁の剥がれ、また玄関ポーチのクラックが続いています。

藤間家に関しましては、平成29年に土地、建物、資料を御寄附いただきました。

資料につきましては、おおむね整備が終わり、昨年博物館の方でも近世の古文書や陶磁器等を活用した展示会を開催することができ、多くの方に御来館いただきました。あわせて、藤間家でも同期間、連携企画として展示であったりスタンプラリー等を開催したりして、一層の活用を図りました。

続きまして、市の指定史跡です。平成19年に当時の所有者から御相談いただいたことから発掘確認調査を実施したところ、三段の石垣が確認され、屋敷地に近世からの遺物、遺構が残っていることが確認されています。その後、第4次調査まで実施しており、平成25年3月15日に市指定の史跡として指定しました。指定は寄贈前でしたので、先ほどもお話しましたが、点線の外枠の部分が市の指定史跡、青い部分がそれ以降に所有者から御寄附いただいた土地、こちらの部分を現在民俗資料館として敷地のみ公開しています。

民俗資料館の保存活用事業についてですが、寄贈後は金、土2日間、敷地のみを公開しています。これまでは資料調査や敷地管理を行い活用していますが、主屋内は耐震性が不足している可能性があるため公開には至っていません。令和4年度に大雨による雨漏りが発生し緊急対応後、神奈川県建築士会湘南支部、および一般社団法人関東しろあり対策協会の御協力を得て建物調査を実施したところ、建造物の腐朽はかなり進んでいるということでした。また、蟻害についても現在はいない

が喰害痕が確認され、部材の腐朽も進んでいることが判明しました。

これを受け、市内の他の国登録有形文化財である旧南湖院、旧水室家がありますが、同様に腐朽が進んでいることが判明しているため、この3棟の耐震改修実施に向けた調整を庁内で令和5年度以降に行いました。

現在、旧南湖院で「クリエイターシティ・茅ヶ崎形成戦略事業を核とした文化創造事業」という南湖院を活用した事業計画もあり、旧南湖院の事業を中心に、その成果の場として藤間家を活用し、藤間家の耐震改修を実施して屋内で観覧していただけるように、文化庁に様々な要望をしてきたところです。

それぞれ3棟、国登録有形文化財がありますが、旧南湖院においてクリエイターの育成政策発表の場として今後活用していく予定で、それらの成果の発表の場、展示の場ということで藤間家も活用していこうと考えています。

また、和田家、三橋家については、月曜日休館、午前9時から午後4時まで開館していますが、週2回の開館ですので、和田家、三橋家同様の開館日数を確保して、市民の方に来てもらえるようなことを目指したいと考えています。

文化庁の補助金ですが、登録有形文化財建造物保存修理事業として令和6年度の内示をいただきました。当面の予定としては、藤間家はまだ詳細な調査を実施していませんので、令和6年度に事前調査から耐震診断を、令和7年度に耐震改修工事の実施設計を、令和8年度に耐震工事に着手できたら、最短のスケジュールになるかと考えています。

保存活用計画の策定については、耐震改修工事、補助金を確保する上で必須になりますので、本年度から素案作りに着手しているところですが、本計画については文化財保護審議会への諮問を最終的に考えており、御議論いただきたいと考えています。

合わせて、国登録有形文化財登録時に、所見を書いていただきました水沼先生に御協力をお願いをしており、建築の目線で有形文化財の改修について所見をいただきながら、文化財の方針の中でも、最終的に現状変更の可能性もありますので、御報告、御審議いただきながら進めていきたいと考えています。

○（近藤会長）

基本的には承っておけばよい話だと思いますが、委員の皆さんから確認したい点、あるいは言葉が足りない点も含めて何かありますか。

○（田尾委員）

先日の博物館協議会でもお尋ねしましたが、この審議会では初めてだと思うので、民俗資料館としての藤間家の所管の整理を説明していただけますか。

○（事務局）

民俗資料館、旧藤間家については現在博物館で管理を行っています。そもそも、文化資料館から博物館に移転する際に、和田家、三橋家の近傍であるということで、この2棟と博物館とで一体的な管理をしていくという方向性はありました。

一方、藤間家に関しては、寄贈の前から藤間家当主から資料調査したり、様々な御相談を文化資料館にいただいたりしていましたので、引き続き、藤間家については博物館の方で管理を行うということです。

○（近藤会長）

令和6年度は予算が文化庁から出ますか。

○（事務局）

補助金の内示をいただいています。

○（近藤会長）

すでに準備ができて進めるということですか。

○（事務局）

はい。

○（近藤会長）

分かりました。審議会として当面は承り、その都度報告いただいて対応するということになると思います。予算もつき、動き出している事業と判断します。審議会と密接にコンタクトをとるという前提をお願いします。

○（事務局）

市の施設ですので、社会教育課文化財保護担当と共有しながら進めていきます。

○（近藤会長）

その上で、補助金はどの位のスパンでいただけるのでしょうか。

○（事務局）

今回活用する補助金は令和6年度分しか確保していません。単年度で要望して取得していく流れになりますが、建造物の場合は「最後まで、工事までしっかりやってくださいね」というような補助金のつけ方をしているという情報もあるので、来年、再来年度を含めていただけるのではないかと考えています。ただ、補助金としては単年度で決定するものです。

○（宮瀧委員）

1点目です。田尾委員から聞いてもらった方がよいかもしれませんが、先ほどの説明の中で令和7年7月に道の駅湘南ちがさきがオープンするとありましたが、藤間家住宅との連携みたいなことはありますか。藤間家住宅近くなので、道の駅の中に文化財を紹介するような役割があった方がよいと思いますが、その辺の調整をされていますか。

○（田尾委員）

史跡とのかかわりで道の駅を調べたことがありますが、道の駅に併設、並存しているような史跡等が結構あって、そこにガイダンス博物館とか情報コーナーを併設している道の駅が幾つかあります。非常に立派な博物館を持っているところもありますが、史跡等になると、どうしても自力でガイダンス施設を作るのが難しいところがあるので、そういう点から言えば、道の駅は人が集まるところなので非常に利便性があり、多くの人に周知できる場所だと思います。藤間家と茅ヶ崎市の道の駅は、どの位の距離がありますか。

○（事務局）

徒歩15分ほどです。

○（田尾委員）

では、結構近いですね。是非そのような連携は念頭に置いてください。

○（宮瀧委員）

少なくとも道の駅湘南ちがさきに来た方に「近くにこういうのがありますよ」と、何らかの形で周知するような調整をしていただきたいです。

○（事務局）

ありがとうございます。当道の駅との連携については、藤間家のみならず博物館を含めてしていかなければならないかと考えています。その上で、近傍にある道の駅の趣旨は休憩施設ですから、「駐車場として利用し、そこから歩いてお越しいただきたい」とはなかなか言えない部分もあります。一方で、市外の方が多くいらっしゃる場所でもありますし、北部の博物館には駐車場がありますので、市内の文化財を巡る点で広報をつなげられたらと考えています。

○（宮瀧委員）

2点目です。茅ヶ崎は明治の別荘地として様々な建物があって、保存運動の結果、残せたもの、残せなかったものが結構ありました。旧南湖院も荒れるままに放置されていて、ようやく動き出したようなので、うれしく思っています。

それから、図書館の隣の松籟荘ですが、郷土会とか市民の皆さん中心に大きな保存運動がありましたが、安全性の問題で市は保存しませんでした。今は建物がなく、公園になっています。團十郎屋敷跡とか、いくつかそういう場所がありましたが、なかなか残せませんでした。

それぞれ理由があったと思いますが、例えば、建築家の本がベストセラーになって、今、近代建築が見直されています。そういう中で、西村伊作さんという、大変有名な方の建築ということアピールすることで、見に来る方も大勢いると思います。



是非、これまで残せなかった茅ヶ崎の近代建築と同じ轍を踏まないように、しっかりと保存活用していただいて、全国からそういう建築ファンの方が来るような場所にして欲しいと思います。

資金的面については、前もこの場で何度も発言していますが、補助金に頼るだけではなく、市民の皆さんの民度が非常に高いですから、クラウドファンディングの活用はいかがでしょうか。

この前、国立科学博物館のクラウドファンディング目標額1億円で設定したら、初日でクリアして、最終的に9億円が集まりました。それは、行政に任せるというのではなく、文化遺産を市民の皆さんが自分たちの手で、自分たちも参加して次世代に継承したいという意識の問題だと思います。

日本の民意は非常に高くなっていますから、事務局はそれなりに大変だと思いますが、藤間家住宅にかかわらず、補助金でにっちもさっちもいかないところは、市民の皆さんの文化財の注目を高める意味でもクラウドファンディングの活用はよいかもしれないという考えに最近変わってきました。

以前この場で発言しましたが、埼玉県桶川市が中島飛行機の飛行機学校についてクラウドファンディングを活用しました。桶川市役所の中に中島飛行場保存係を作り、保存活用しています。

そういう自治体の例もあるので、事務局には勉強していただいて、お金がないからできませんという言い方がもう通用しない日本の社会の高さもあると思うので、色々工夫してください。茅ヶ崎市はクラウドファンディングという文化財以外でやったことがありますか。

○（須藤博物館館長）

藤間家、旧南湖院、旧氷室家に関しては、企業版ふるさと納税を、本市の取り組みに御理解をいただいた企業さんを対象に取り組みを始めたところです。

○（宮瀧委員）

行政任せでなく、自分たちも何か残すことに力を貸したという意識を市民の皆さんに持ってもらうことは、これからとても重要になると思います。あと、松籟荘は博物館の中に出てきましたか。

○（須藤博物館館長）

松籟荘の中で、部材の一部は博物館で保存しています。ステンドグラスも最近寄贈していただき、展示をしています。近代の茅ヶ崎の幕開けを語る上で欠かせないものですから、そこで紹介しています。

○（宮瀧委員）

下寺尾、原始古代の遺跡も大事ですけどね。旧南湖院、茅ヶ崎駅を通る電車が皆窓閉めたという位の東洋一のサナトリウムと別荘建築については、一層評価して活用して欲しいです。

○（緒方委員）

この住宅の屋根は鉄板葺トタンですよ。これは当初から、昭和7年からトタンですか。

○（須藤博物館館長）

関東大震災で母屋が壊れてしまい、しばらく仮住まいされたと思われる場所が、物置として使われているところ。その後、伊作さんの設計でこの家を新たに建てる時にトタン葺の屋根が採用されました。当時、この辺では瓦屋根が主流で、関東大震災で大きな被害を受けた後に、瓦ではなくトタンが採用されたことが逆に、当時の流行、世情を今に伝えるものとなりました。

○（緒方委員）

私の家は高崎近くにありますが、昭和2年に祖父が来たそうです。今の話で、関東大震災で、瓦屋根で家がつぶれたというのが、当時の建築の中であって我が家は瓦にはせず、スレート葺でした。

それと、私の学生の頃ですから昭和39年ですが、「液状化」という言葉は新潟地震で初めて出てきたものです。

関東大震災の時に家がつぶれたというのは、はね上がってつぶれたと理解をされていましたが、今の理解は、柳島あたりはほとんど液状化だったのではないかと私は想像しています。関東大震災を経験して、どれだけ上物で軽いものができるかということ、是非何か語ってほしいです。

今年、私の家でハチクの花が咲きました。昭和2年に植えられたそうですから約90数年のもの。今、里山も含めて、竹林がはびこり山を覆っている猛宗の林は関東大震災で植えたものだと思います。100年です。竹を植えてはびこるのに、竹林を形成するには100年かかるので

すね。まだ、どなたもされてはいませんが、経験則として調査を含めてやっていただきたいです。

以前、田尾委員にお話しましたが、日本にある竹はモウソウチク、マダケ、ハチク、ナリヒラ、この辺りでしょうか。感覚的に、全部中国からの渡来じゃないかと思っています。

私見ですが、木簡、茅ヶ崎も出ていますから言いますが、簡は竹冠ですよね。中国は竹簡で、竹の方が長持ちします。木は腐りが速いです。竹は近くから持って来れば移植はできますが、それが利用できる林になるのに100年かかります。だから、この時差で日本には竹簡が普及しなかったのではないかという意見を持っています。

100年という単位を、行政の皆さんが10年、20年という計画ではなく、100年単位の視点をいかに持つことができるかというのが問われているのではないかと思います。

第二次大戦が終わって80年です。無我夢中で日本人は生きてきましたが、この100年というタイム、是非行政の方、できれば市長さんに持っていただいて、宮瀧委員がおっしゃったように市の事業に表現してください。会長がおっしゃったように、市民に対して発表してください。そういう意見を、100年あれば100年、できれば私は明治から150年位と思っていますが、そういうことを皆さんに持っていただきたいというのが私の意見です。

○（近藤会長）

ありがとうございます。

○（須藤博物館長）

お話させていただきましたが、保存活用計画を策定していくことになりますので、来年度、本審議会におきましても活発な議論をしていただき、文化庁の認定を受ける手続きに入っていくことになろうかと思います。その中で、保存活用の中期的のみならず長期的な視点を計画に反映していければと思います。また、計画案のパブリックコメントにかけていくことになると、全市的に意見を聴取する機会となりますので、お話にあったものを反映できたらと思います。

○（宮瀧委員）

須藤博物館長の話聞いて思いましたが、担当する職員の皆さんは、実際に保存活用されている各地の事例をたくさん伺った方がよいと思います。休みの日に個人的に行くのではなく、予算で、出張で行かせてあげて欲しいです。

例えば、池袋駅の近くにある自由学園の明日館。フランク・ロイド・ライト建築の昔の学校ですが、現在はコンサートや展示会などに利用されています。それから、婦人之友社が近くにあり、生活雑貨のショップの売上もすごいです。

そういう各地で単に文化財として古い物を見せるだけではなく、地域の皆さんの市民生活にうまく溶け込んで活用している例があります。皆さん方がたくさん見て、逆に議会に提案されるというそういう形に是非仕事で行って欲しいと、上司の御配慮をお願いしたいと思います。

○（近藤会長）

何か問題が起きたら、ということではなくて、絶えず、こういう形で議論、あるいは尋ねる機会として審議会を使っていただければと思います。

弥生時代の西方遺跡から現在まで色々な形で実は注目をされている二重の指定をかける遺跡というのは、文化庁としても放っておけない遺跡の扱いだろうし、今日議論した藤間家、近世、近代、現代までつながる構造物を管理することも市の重要な仕事だろうし、いかに100年単位の視点を持つのかで、という議論が今日なされました。それぞれの部署でさらに検討を加えてください。よろしく願いたします。

○（宮瀧委員）

旧相模川橋脚は道の駅から大分近いです。ガイダンス資料を来た人にアピールしたいですね。

○（近藤会長）

次に「その他」について、何かありますか。

○（伊勢田社会教育課長）

「その他」として、事務局から御報告と事務連絡をさせていただきます。

○（事務局）

前回の審議会で御審議いただきました、市指定の天然記念物の腰掛神社の樹叢について御報告します。令和6年1月までに文化財所有者から提出されました文化財現状変更許可申請書に対して、市として承認し、2月15日、16日の2日間で、倒木の危険がある桜及び杉を伐採しました。

また、所有者からあわせて希望されていました市の指定重要文化財等保存修理等補助金についても市から支出することとしています。

所有者には、今後も文化財の適切な方法を管理して努めていただくよう、周知をしていくことを考えています。以上、事務局からの報告事項でした。

事務連絡ですが、本日机上配付しました次第を御覧ください。次第の一番下のところに茅ヶ崎文化財保護審議会の来年度の日程を記載しています。

今年度と同様、全3回、第1回目は5月9日の木曜日、時間は今日と同じ9時30分から12時までの午前を予定しています。場所はこちらの分庁舎5階の特別会議室です。2回目以降は御覧のとおりとなっています。

審議会の、例えば1ヶ月前に紙文書での通知やメールでリマインドのお知らせをしていきますが、来年度も審議会の出席に御協力くださるようお願いいたします。事務連絡は以上です。

○（近藤会長）

それでは、以上3件の案件は整理されたと判断していますが、その他、何か皆さんから御提案御提言、あるいは確認したいということ等、何かありますでしょうか。

それでは戻しますので、よろしく申し上げます。

○（伊勢田社会教育課長）

ありがとうございます。御審議どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回茅ヶ崎市文化財保護審議会を閉会します。